

# 第1回一宮市障害者基本計画等策定委員会 会議録

令和元年11月28日(木) 午後1時30分～3時10分  
一宮市役所本庁舎 6階 特別会議室

出席：14名

欠席：5名（内2名代理出席）

## 1 開会

### (1) あいさつ

(福祉課長)

皆様こんにちは。一宮市福祉部福祉課長の三輪でございます。ただいまから、第1回一宮市障害者基本計画等策定委員会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。まず、会議に先立ちまして、会議の公開についてご説明いたします。本委員会の公開につきましては、原則公開といたしまして、お手元に配布してあります「一宮市障害者基本計画等策定委員会の傍聴に関する規程」により取り扱いますので、よろしく申し上げます。本日は、傍聴の方はお見えになっておりません。

では、ここで福祉部長の石原より、ご挨拶申し上げます。

(福祉部長)

こんにちは。福祉部長の石原でございます。本日はご多忙の中、第1回一宮市障害者基本計画等策定委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日ごろから、福祉行政にご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。

一宮市では、平成28年度から5年間にわたる第2次一宮市障害者基本計画と、平成30年度に始まりました第5期一宮市障害福祉計画及び第1期一宮市障害児福祉計画を定めております。総合的かつ計画的に、障害福祉施策の推進や障害福祉サービスの整備と拡充を図るための計画となります。いずれも、計画期間が令和2年度までとなっており、このたび令和3年度から始まる次の計画を、一体的に策定することといたしました。本市の障害福祉施策に関しまして、新たな計画を策定するうえで、幅広くご意見を賜りたく、この策定委員会を開催し、皆様にお集まりいただいた次第でございます。

さて、現在の計画では「だれもが人格と個性を尊重し 支え合う共生のまち 一宮」を基本理念として、この理念のもと障害福祉施策に取り組んでおりますが、本市の財政的負担が増え続けていることもあり、障害福祉サービスに対する、さまざまな要望や期待に十分応えることがますます難しくなっている状況でございます。このような状況でございますが、障害のあるなしにかかわらず、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、障害福祉の分野で課題となっていることを解決していくために何が必要となるのか、あるいは障害福祉の充実のためにどのように取り組んでいくのか、この策定委員会で議論を深めていただくとともに、より良い計画に取りまとめていきたいと考えております。

本日より来年度末まで、皆様には大変なご苦勞をおかけいたしますが、忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

## 2 委嘱及び委員自己紹介

(福祉課長)

ありがとうございました。それでは着座にて失礼いたします。当委員会委員の委嘱についてですが、皆様へそれぞれ、委嘱状をお席にお配りさせていただいております。

本日、令和元年11月28日から令和3年3月31日まで、一宮市障害者基本計画等策定委員会委員を委嘱させていただきます。

委員の皆様には、令和3年度に始まる新たな計画につきまして、幅広い視野と専門的な見地からご意見をいただくため、策定委員会を開催してまいりますので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日は、田中委員、寺島委員、落合委員より、ご欠席のご連絡をいただいております。木全委員は所用により途中退席されます。また、土山委員の代理で服部様、松崎委員の代理で村山様にご出席いただいております。

これにより、本日の委員会の出席者が、委員定数の過半数以上でありますので、お手元の一宮市障害者基本計画等策定委員会設置要綱第5条第2項に基づき、成立していることを報告させていただきます。

今回、委嘱させていただいて初めての会議でございますので、会長及び副会長の選出までは、事務局により進行を務めさせていただきます。

最初の会議ということで、委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の委員名簿の上から順で、青木委員からお願いいたします。

### 《委員名簿に従って各委員自己紹介》

ありがとうございました。

本日は事務局として、福祉部長、次長、福祉課職員が出席しております。そして、計画策定にあたり、業務の一部を委託している株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の職員2名も、同席させていただきますのでご了承願います。

### 《事務局紹介》

## 3 議事

### (1) 会長、副会長の選任について

(福祉課長)

それでは次に、議題(1)の会長及び副会長の選出に入りたいと思います。

委員の皆様には、要綱第4条の規定によりまして、会長1名、副会長1名を、皆様の互選で選出させていただきたいと思います。

まず、会長の選出について、いかがいたしましょうか。どうぞ、遠慮なくご発言をお願いいたします。

(委員)

社会福祉の専門であられる青木さんが適任だと思いますがいかがでしょうか。

### 《一同拍手》

(福祉課長)

ご異議がないようですので、青木委員に会長をお願いすることとさせていただきます。青木委員、よろしく申し上げます。

続きまして、副会長の選出については、いかがでしょうか。

(委員)

会長に一任したいと思います。

### 《一同拍手》

(福祉課長)

ご異議がないということですので、会長に副会長を指名していただくことでよろしく願いいたします。

(会長)

では、障害者自立支援協議会会長の田中委員にお願いしたいと思います。

(福祉課長)

副会長には田中委員とのご指名ですので、事務局より田中委員の方へ連絡させていただき、ご了承をいただきたいと思います。

それでは青木会長様、席の移動をお願いできますでしょうか。

会長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(会長)

一宮市さんにとっては新参者ということで、しかもこんな立派な会議室で会長という大役で、大変恐縮しております。

少し挨拶をさせていただきますと、私の出身は淡路島でして、今の大学はもともと私の母校で、大学4年間を過ごした後、精神科病院ですとか地域の小規模作業所で20年ぐらい、現場で実践をしまして、それから15年前に大学に戻ってきました。これから皆様方といろいろなことを協議をしながら、一宮市にとって、市民にとって、皆様にとって、すてきなまちづくりの一助になるよう役割を果たしていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

(福祉課長)

ありがとうございました。それでは、ここからは要綱第5条の規定によりまして、議長は会長となりますので、以降の議事進行をお願いしたいと思います。青木会長よろしく願いいたします。

## (2) 第3次障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について

(会長)

それでは改めまして、皆様よろしく願いいたします。

なお議事に入る前に、確認事項がございます。本委員会に委員の代理としてご出席いただくことにつきましては、オブザーバーとしての出席といたします。発言していただくことはありますが、議決には参加されないこととなりますので、よろしく願いいたします。

また、本日の会議の議事録署名者を決めさせていただきます。名簿の順としたいと思いますが、田中委員、宇野委員が今いらっしゃらないので、私と、今岡委員、近藤靖子委員でお願いするというので、よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、私と、今岡委員、近藤靖子委員で本日の議事録の署名を行うこととします。

それでは、議事(2)第3次障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について、事務局からご説明をお願いします。

(福祉課)

それでは、第3次障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について、ご説明させていただきます。まず、障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられ、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定めるものです。現在の第2次一宮市障害者基本計画は、平成27年度に策定いたしまして、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画でございます。

次に障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の「市町村障害福祉計画」、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の「市町村障害児福祉計画」として位置づけられ、障害福祉サービス等の

提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を図るための、供給見込み量や確保方策を定める計画です。現在の第5期一宮市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、平成29年度に一体的に策定し、平成30年度から令和2年度までの3年間の計画でございます。

障害者基本計画や障害福祉計画は、相互に密接な関係があり、関連して施策を進めていく必要があります。これまでの障害者基本計画と障害福祉計画は策定期期が異なっておりましたが、新たな計画が令和3年度にスタートすることになりましたので、総合的・一体的に策定することが望ましいと考え、障害者基本計画の計画期間を6年、障害福祉計画と障害児福祉計画の計画期間を3年とすることで、今後は障害福祉計画を3年ごとに策定するとともに、6年ごとに障害者基本計画についても策定の作業を同時に行う予定としております。

また、一宮市において最上位の計画となる「第7次一宮市総合計画」をはじめ、「一宮市高齢者福祉計画」「一宮市子ども・子育て支援事業計画」「健康日本21いちのみや計画」といった、本市における保健・福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定を進めていきます。

なお、前回の計画策定委員会におきまして、「障害」の「がい」の表記方法について、ご意見・ご指摘がございましたので、ここでご報告させていただきます。お手元の第2次障害者基本計画の目次のページをお願いします。表紙を開いていただいて、さらに1枚はねていただきますと、3ページにわたって目次が掲載されております。この3ページ目の下の部分に、『障害』の表記について」と枠で囲った文章がありますが、別の漢字あるいは、ひらがなを用いる表記のいずれがよいか、さまざまな見解があるなかで、漢字での表記で変更しないことの説明でございます。一宮市では、現在も法令等で使用されている漢字での「障害」を用いることとしておりますので、この策定委員会の名称や、会議資料等につきましても、同じ表記としております。

引き続き、計画の概要につきましてジャパンインターナショナル総合研究所から説明いたします。

(ジャパンインターナショナル総合研究所)

それでは計画の概要について、資料1に沿ってご説明いたします。まず、1ページ、国の動向について簡単に説明いたします。

年表には「障害者自立支援法」以降の流れをまとめていますが、それ以前の平成15年に、支援費制度が導入されたことにより、障害者福祉制度は大きく変化しています。

導入前は措置制度に基づき、行政がサービスの利用先や内容などを決めていましたが、支援費制度では、障害者の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになりました。

ですが、サービスの利用者が増加したことや財源上の問題、障害種別の格差やサービス水準の地域格差など、新たな課題が生じることになり、それに対応するために、平成18年に障害者自立支援法が公布されています。

自立支援法では、1ページの主な内容にあるように、障害種別ごとに異なっていたサービス体系が一元化されています。また、障害の状態を示す全国共通の尺度として、障害程度区分が導入され、支給決定のプロセスの明確化・透明化が図られました。障害程度区分は現在では、障害支援区分に代わっています。それと、安定的な財源確保のために、国が費用の半分を負担する仕組みや、サービス量に応じた定率の利用者負担といった応益負担の制度が導入されました。

その後、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備をめざし、

平成25年には、障害者自立支援法は障害者総合支援法となり、障害の定義に難病等が追加されるとともに、重度訪問介護の対象者の拡大やケアホームとグループホームの一元化などが実施されました。

その後は平成30年に改正が行われ、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進に向けた見直しが行われています。

このように障害者福祉制度の改正が進む中、障害者の権利に関する法制度も整備されてきており、平成24年には障害者虐待防止法、平成25年には障害者権利条約の批准、平成28年には、障害者差別解消法や成年後見制度利用促進法などが整備されています。

また、近年は、障害者文化芸術推進法や読書バリアフリー法が施行され、障害のある人が、文化芸術や読書を楽しむための環境整備などが図られています。

策定の趣旨、計画の位置づけについては、先ほど事務局から説明のあったとおりです。

次に今回策定する計画についてのポイントを説明します。まず、4ページ、国の障害者基本計画についてですが、この計画は、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画として位置付けられています。現在は、第4次障害者基本計画が策定され、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調を基本的原則としています。この計画は、障害者権利条約の批准後に初めて策定された障害者基本計画ということで、権利条約の理念が随所で反映されており、計画の基本的な考え方において、基本原則が権利条約の理念にあることを明示した上で、権利条約との整合性が図られた各分野に共通する横断的視点が掲げられています。

横断的視点については、⑤になります。①条約の理念の尊重及び整合性の確保、②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、④障害特性等に配慮したきめ細かい支援、⑤障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援、⑥PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進、以上の5つです。

ですので、今回の計画においても、この6つの視点から現行計画を見直し、資料の⑥掲載している、各分野における障害者施策の基本的な方向の項目を網羅できるようにしていく必要があります。

次に5ページ、障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについてですが、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る基本指針は今年度中に示される予定になっています。

現在検討されているポイントを5ページにまとめていますが、①地域における生活の維持及び継続の推進、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③福祉施設から一般就労への移行等、④「地域共生社会」の実現に向けた取組、⑤発達障害者等支援の一層の充実、⑥障害児のサービス提供体制の計画的な構築、⑦障害者による文化芸術活動の推進、⑧障害福祉サービスの質の確保に関すること、⑨障害福祉人材の確保に関すること、といった項目についての検討が行われています。

具体的には、ギャンブル等依存症をはじめとする依存症に対する取り組みや発達障害者等の家族等に対する支援、発達障害の専門的医療機関の確保に関する取り組み、また、聴覚障害児への早期支援、重症心身障害児や医療的ケア児のニーズ把握に向けた取り組みといったことが検討事項としてあがっています。

現時点では検討中ということで、明確な方向性は示されていないのですが、今後の国の動向に注視し、指針に基づき、計画を策定していきます。

(会長)

ありがとうございました。ただいま、障害者基本計画と障害福祉計画の策定の趣旨について説明していただきました。計画策定にあたっての方針の部分に関わってまいります、ご質問、ご意見などはございませんか。

(委員)

資料1の年表のところ、平成31年と令和1年の両方があるので、いかがなものでしょうか。

(会長)

今のご意見ですが、今の資料は年号で書いているのですが、たとえば西暦にするといったことは可能でしょうか。和暦で表記すると平成31年と令和1年がかぶってしまいますし、西暦の方が分かりやすいのではないかと思います。

(福祉課)

西暦と和暦を併記するかたちで考えたいと思います。

(会長)

それはそれで結構だと思いますが、平成と令和のすみわけをどうするか、くくりをどうするかといったことがあると思います。資料のところ、平成31年と令和1年との間を点線にするなど工夫をしていただけますか。

(福祉課)

その方向で修正いたします。

(会長)

他はいかがでしょうか。

ないようですので、先に進みたいと思います。

### (3) 計画策定スケジュールについて

(会長)

では、議事(3)計画策定スケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

(福祉課)

それでは、計画策定スケジュールについて、ご説明させていただきます。新たな計画につきましては、この一宮市障害者基本計画等策定委員会におきまして、ご審議・ご検討をいただくことになっています。計画の決定に至るまでには、策定委員会を今年度は今日を含めて2回、来年度に5回、開催させていただく予定となっております。

また、計画の骨子案を作成する前に、障害福祉に関するアンケート調査を今年度行わせていただきます。アンケートについては、のちほど詳しくご説明させていただきます。次回、アンケート結果をご報告させていただく予定でございまして、来年度は、アンケート結果を踏まえて、計画の骨子案をお示いたしますので、策定委員会でご検討いただき、順次、修正しながら策定作業を進めてまいりたいと考えております。

計画案がまとまったところで、市民意見提出制度によりまして計画案を公表させていただき、意見募集を行います。市民の皆様から意見を募集する時期は、令和2年12月の1か月間を予定しております。意見募集を行ったあと、意見の内容を踏まえた上で、最終の策定委員会で、新たな計画の完成とさせていただく見込みでございます。

では、スケジュールの詳細につきましては、ジャパンインターナショナル総合研究所から説明させていただきます。

(ジャパンインターナショナル総合研究所)

先ほど事務局から説明があったとおり、今年度はアンケート調査を実施いたします。それと並行して障害者関連団体へのヒアリングを実施し、現場の意見等を収集していきます。アンケート調査は1月8日(水)から1月27日(月)で実施します。

関係団体ヒアリングについては、12月に調査票を配布し、その結果をもとに、必要に応じて、1月の半ばから下旬あたりでヒアリングを実施します。

来年度については、4月から5月にかけて、庁内ヒアリングにより事業の進捗状況の把握を行い、それと並行して計画骨子・素案の作成と進めていきます。

6月から11月で素案を完成させ、12月に計画のパブリックコメントを行います。その後、パブリックコメントの意見をもとに計画書の最終調整を行い、2月中旬から下旬には計画を完成させ、印刷にかかるという流れで進めていきます。

(会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より、策定スケジュールについて説明していただきましたが、これについて、ご質問、ご意見などはございませんか。

ないようですので、中身についてはのちほど議論していただくということで、次に進めたいと思います。

#### (4) アンケートについて

(会長)

では、議事(4)アンケートについて、事務局からご説明をお願いします。

(福祉課)

それでは、アンケートについて、ご説明いたします。障害福祉施策を進めるにあたって、当事者の声を聴くことはとても重要ですので、これまでの計画策定でも行っておりますように、今年度、アンケートを実施いたします。今回行うアンケートの調査票の案として、4種類用意しております。

まず1つ目が障害者向け、2つ目が障害児向けで、「障害者のくらしに関するアンケート調査」との見出しのある2つの調査票をご覧ください。障害福祉サービスを利用する側である当事者向けのアンケートとして、身体障害・知的障害・精神障害のそれぞれの障害者手帳をお持ちの方や、手帳を持っていなくても障害福祉サービスを利用される方もいらっしゃいますので、そのような場合も含めた方が対象者となります。ただし、身体障害者手帳をお持ちの方は、65歳以上の方が半数以上となっている一方で、障害福祉サービスを利用されている大多数は、65歳未満の方となっております。このアンケートの目的が、実態把握や今後のサービス利用の意向を確認するということから、アンケートの配付対象は65歳未満の方とさせていただきます。障害者のうち65歳以上の方を除きますと、対象者はおよそ1万人ということで、その中から無作為抽出により1,500名の方へ、調査票を送付いたします。当事者向けのアンケートとして前回と異なる点は、障害者向けと障害児向けのアンケートを分け、障害児向けの調査項目を充実させております。

次に3つ目の調査票が、障害福祉事業所を対象とするアンケートです。障害福祉サービスを提供する側として、サービスの提供状況などのアンケートを実施いたします。配付対象はおよそ100事業所です。

そして4つ目の調査票は、障害福祉団体を対象とするアンケートです。障害福祉の現状認識や団体の活動状況などをお聞きし、計画に反映させていきたいと思っております。配付対象はおよそ30団体の見込みです。

なお、調査票を発送するまでに、回答期限の訂正のほか、設問の趣旨を変えない軽微な表記の修正や、分かりにくい部分に説明を加えるなど、調査票に変更を加えさせていただくことがありますので、ご了承いただきたいと思っております。それぞれのアンケートの詳細につきまして、ジャパンインターナショナル総合研究所から説明いたします。

(ジャパンインターナショナル総合研究所)

それでは調査票案についての説明をさせていただきます。どの調査も経年比較ができるよう、現行計画策定時の項目をもとに、新たな視点等を追加するという方向で作成をしています。

まず、障害者用調査票から説明いたします。2ページでは回答者の属性として、性別や年齢、居住地区を聞いています。次、3ページからは障害の状況ということで、手帳の種類や障害の内容、程度等を把握します。また、今回新たな設問として、問8の「手帳をはじめて交付された時期」などを追加しています。

5ページからは住まいや暮らしについての項目で、現在の住まい、将来希望する住まい、地域生活のために必要な支援を聞いていますが、ここに関しては、前回から内容の変更はありません。

6ページから7ページは障害福祉サービスの利用状況と利用意向などを聞いています。利用状況と利用意向は前回同様ですが、今回は8ページの問18に「日常生活自立支援事業」の認知度を追加しています。

次は余暇活動や外出の状況に関する項目です。前は、外出についてのみ設定されていましたが、今回は問18・19を追加して、余暇活動の過ごし方と希望を把握できるようにしています。外出に関しては、外出頻度や外出時の困りごとなどを聞いています。

9ページの下からは医療に関することを新たに追加しています。現在の受診状況、医療での困りごとを把握することで、医療の必要性を把握するとともに、医療機関等に求められる支援等を検討していきます。

10ページ中段以降は、就労に関することを聞いています。ここに関しては、今後の就労支援につなげるため、問27の下に、今の仕事に就いたきっかけを問う設問を追加しています。前回からの継続設問としては、就労の状況、就労上の悩み、必要な支援等を聞いています。

12ページからは相談相手、情報の入手に関することを聞いていますが、こちらについては前回から変更はありません。

次に13ページの地域活動、災害時の対応については、どちらとも新たに追加した項目です。障がいのある人の地域参加や災害時の対応といったことが全国的に課題となっていることを受け、この設問を追加しています。具体的には、近所づきあいや地域活動への参加の程度、災害時の避難の可否、災害時に困ることなどなどを設定しています。

14ページ中段以降は障害のある人の人権に関する項目で、差別や嫌な思いをした経験、障害者への理解を深めるために必要なことなどを聞いていますが、こちらについては前回から変更はありません。

15ページの障害者施策については今回新たに追加した項目です。

最後16ページについては介護者に関することを聞いています。ここでは問1「介護に費やす時間」を追加し、介護がどの程度の時間的負担となっているのか、把握していきたいと思えます。

以上が変更点となりますが、余暇活動、医療、地域活動、災害時支援といった項目を追加した点が大きな変更点となります。障害者用調査票に関しては以上です。

次に、障害児調査票から説明いたします。2、3ページは障害者用と同様に、回答者の属性と障害の状況について聞いていますが、障害児に関しましては、問9、問10に発達障害の内容と必要とする医療ケアの内容を把握するための設問を追加しています。

また、問11～13で、発達障害に気づいたきっかけ、気づいた場合の相談先、早期支援を受けるために必要なことといった項目を追加しています。

あと、問15に障害者用と同様、子どもの支援に費やす時間を聞く設問を設定しています。

4ページからは日常生活に関することとして、通っている施設等の状況や福祉サービスの利用状況と利用意向などを聞いています。ここについてはほぼ前回と同様となっていますが、通っている施設についてより詳細に把握できるように変更しています。

また、障害者用と同様、9ページの間20に「日常生活自立支援事業」の認知度を追加しています。

その下からは子どもの将来のこととして、希望する進路や希望する暮らしについて聞いていますが、こちらは前回からの変更はありません。

10ページは余暇活動や外出の状況を聞いています。今回は新たに、問25に放課後や休日の過ごし方を追加しています。それと、問28と問29に、外出支援の項目として、支援の必要性や外出の支援の方法といった項目を追加しています。

次の医療については、障害者用と同様に新規追加項目となっています。

11ページの下段からは、相談相手・情報の入手について聞いています。問32の悩み事については、子どもの視点と親の視点からの悩み事を把握できるように設定をしています。

また、12ページの間37では、福祉計画の基本指針の検討事項にもあげられていた発達障害者の家族に対する支援といった視点からの設問を追加しています。

13ページの地域活動、14ページの災害時対策については、障害者用と同様に新規追加項目です。

15ページの人権に関することについては前回から変更はなく、16ページの障害者施策に関する項目を追加した点も障害者用と同様になっています。

次に事業所アンケートについては、まず、サービスの提供について詳細が把握できるようにしています。

3ページでは、不足しているサービスや家族からの要望、運営における課題等を聞いています。3ページ下段の「共生型サービスの提供について」は今回新規で追加した項目で、共生型サービス実施に向けて必要な支援等を聞いています。

4ページの「人材の確保に関することについて」「地域とのかかわりについて」も新規追加項目です。

福祉人材の確保や地域との連携といったことが全国的な課題となっていますので、事業所が行っている取り組みや実情、必要な支援等を把握したいと考えています。

5ページの「避難行動要支援者の避難支援に向けた取り組みについて」に関しては、ほぼ前回と同じ設問となっていますが、事業所での災害時の具体的な支援体制を把握できるようにしています。下段の「今後の障害者施策に求めるものについて」に関してもほぼ前回と同じ設問となっていますが、「事業運営に必要な支援」という項目を追加しました。その他は、障害への理解や相談・情報提供、権利擁護といった項目ごとに市に求めることなどを聞くかたちになっています。

最後、団体用調査につきましては、前回と同じ項目で設定しています。こちらはヒアリングも行っていく予定ですので、詳細等についてはヒアリングで把握するかたちになります。

調査票の内容について簡単に説明しますと、団体の概要、活動上の問題点、課題解決に向けて必要な支援といったことのほか、活動を通じてどのような地域貢献、社会参加ができるか、不足しているサービスといったことを聞いていきます。

また、事業所調査と同様に、「今後の障害者施策に求めるものについて」を聞く欄も設けています。

(会長)

ありがとうございました。膨大な量ですけれど、これについて、ご質問、ご意見などはございませんか。

(委員)

まず、障害者用調査についてですが、65歳未満の方を対象とした調査ということでしたので、3ページの間8の手帳をはじめて交付された時期という設問では、選択肢「65歳以上」は不要ではないかと思いません。

それと10ページの間28の就労の状況の設問の選択肢に「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」とあって、その後にかっこ書きで「福祉的就労」とありますが、「就労継続支援A型」は福祉的就労には当てはまらないのではないかと思います。A型は一般企業で働くことは難しいけど、雇用型の就労ということで契約を結んで働いているかたちです。それから、就労移行支援事業所で2年間無給で働くという場合もあると思いますので、その選択肢もあればいいのかなと思います。

あと、障害児用の調査ですが、これは何歳から何歳までを想定した調査なのでしょう。5ページをみると未就学児ですとか、低年齢を対象とした設問があつて、そういう年齢の方が対象なら、就労のこととかはあまり関係がないのかなと思います。

(会長)

ありがとうございました。一旦整理させてください。一つ目は、3ページのところ、そもそも対象が65歳未満ということなら、問8の選択肢から「65歳以上」という選択肢を削除した方がいいというご意見です。

二つ目は就労のところ。「就労継続支援A型」というのは、社会保険等も完備されていて、最低でも週20時間以上勤務ということで、そこを福祉的就労と言っているのかということですよ。これは難しい側面があつて、たとえば教科書等では、福祉的就労の中に入っていたり、入っていなかったりで両方の場合があります。とはいえ混同するので、一宮市の調査ではどういった見解で統一するのか、ということだと思います。それと、トライアル雇用とかも含めてですかね。就労移行事業所で訓練的に働いている人の選択肢を作ってはどうかということです。

三つ目に、障害児の調査の対象は何歳か、ということです。

この点について事務局よりご説明をお願いします。

(福祉課)

問28の選択肢4は「福祉的就労」を削除します。

(会長)

そうですね。福祉的就労の定義を考えますと、「就労継続支援A型」は一般就労にあたりますので、福祉的就労と書くと違和感がありますね。障害者自立支援法ができてから、就労移行支援というサービスができて、2年間の間で訓練をして、その後は定着支援というものもあって、一般企業でのトライアル雇用というかたちもありますので、そういったところで働いている人の選択肢を設けることは、ひとつのメッセージ性にもありますし、実情の把握にもつながると思います。

(福祉課)

「就労移行支援を使って働いている」という趣旨の選択肢を追加することを検討させていただきます。あと、障害児の調査については18歳未満となっています。ですので、数は少ないと思いますが、年齢の低いお子さんも含まれます。

(会長)

ここは本人だけでなく、ご家族の回答もあるということですので、実態を把握できるということですね。他の方で何かご意見がある方はいらっしゃいますか。アンケートは大変なんですけど、一方でアンケートの設問にあることしか分析できないものですから、選択肢として必要と思われることや、お気づきのことがあれば出していただきたいと思います。

(委員)

確認のためなのですが、今回のアンケートは外国人の方は対象に入っているのでしょうか。

(福祉課)

無作為抽出をしますので、外国人の方に調査票が届く可能性はあります。

(委員)

すると、調査票が読めないということも考えられますよね。

(会長)

読めないから最初から送らないというもののひとつの方法ですし、とりあえず無作為抽出で送って、読めない場合は問い合わせをしてもらうかたちをとるのもひとつで、これは市の考え方だと思います。問い合わせ先もわからない場合もあると思いますが、そこをどう考えるかだと思います。

(委員)

これから外国人は増えてくると思うので、その中で障害者の方も増えてくると思われれます。そうすると、アンケートで日本語が読めないから書けなかったということもあるので、外国人の意見も拾える良い方法があればと思います。日本人と外国人とでは文化も違うので、障害者が困っていることも違う可能性がある。コミュニケーションが取れるようにしてもらいたい。これからの一宮市にとって、大事な視点じゃないかなと、問題提起を含めてお話させていただきました。

(会長)

今のご意見をまとめると、外国人が増えてくる中で障害を持っている人も増えてくる。なので、市として実態を把握することが大事なのではないか、文字がわからないので読めない、ということもなくしていきだというお考えですね。

これについては事務局でご検討いただくということでもよろしいでしょうか。

他、何かご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

団体調査の2ページのところ、選択肢に「メンバーに世代などの偏りがある」とあって、世代が偏ったらいけないイメージがあるのですけれど、「など」とはどういったことを示すのでしょうか。

それと、選択肢13の横に空白があるので、「その他」として自由記述欄を設けてはどうでしょうか。

(会長)

団体のアンケートの2ページ、5「現在の活動上の課題についてお答えください」という設問の「メンバーに世代などの偏りがある」という選択肢。アンケートの選択肢では2つの意味が入ると拡大解釈になってしまうのでよくないのですが、「など」というところに何か意図があるのでしたら、ご説明いただければと思います。

(福祉課)

性別や年齢といった意味で、そういった表現をしています。今のご意見を踏まえ、選択肢を「メンバーの性別や年齢に偏りがある」と修正したうえで、選択肢に「その他」を追加したいと思います。

(会長)

「など」には性別が含まれていたのですね。

(福祉課)

あと、具体的なお意見については、その下に「活動上の課題について、具体的にご記入ください。」といった欄を設けていますので、こちらに書いていただくことにしています。

(会長)

なるほど。ですが、今の修正の方向ですっきりした形になると思います。

このアンケートについては、障害者基本計画・福祉計画を策定するにあたって実態を把握して、それを分析していくために必要な項目を設定していくことが大事な視点になると思います。

今回、会長という立場ですし、意見を言うのはどうかと思ったのですが、この一宮市の計画を愛知県一素晴らしいものにしたいという思いがございますので、何点か意見を言わせていただきたいと思います。

まず、障害者用調査の5ページ、地域で生活するために必要な支援を聞いている設問がありますが、この設問はこのアンケートの真骨頂だと思います。国では地域包括ケアシステムというのを打ち出していて、その一つのコンセンサスは、従来の支えられるという考えでなく、自分も社会で生きているという考え、障害のあるなしにかかわらず、地域で生活をしていくには、そういったことが大事だということです。その中で3点ほど意見を言わせていただきます。

選択肢の中にはグループホームといういわゆる夜間の居住系があるのですが、地域での生活の安定のためには、日中活動の場として働く場が非常に重要でありまして、その選択肢を追加していただきたいと思います。少し話が脱線しますが、刑務所の出所支援にも同じことが言えまして、働いていない人の方が再犯率が高いという傾向がありますので、働く場というものは非常に大切だと思います。特に障害者自立支援法ができたときには、障害特性から精神障害者が働くなんで無理だろうと言われたのですが、いざ蓋を開けてみると、今ハローワークで新規で52%の精神障害者の利用があるということがございますので、ぜひそういった視点で検討していただきたいと思います。

2点目は、選択肢1に「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」とありますが、家族会などででてくる意見としては、アウトリーチ型の支援が必要だということなので、そういったことを反映してほしいと思います。

3点目は、児童の調査ではピアカウンセラーという言葉はでてくるのですが、ピアサポートという、障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、同じ障害のある方を支え合うといったインフォーマルな支援が地域移行には有効であるという意見もございますので、ピアサポートという選択肢も追加してもらえ

ばと思います。いかがでしょうか。

(福祉課)

選択肢を追加する方向で検討させていただきます。

あと、先ほどの外国人の方への対応なのですが、調査票の表紙のところで、外国語で分からない場合は問い合わせてくださいというご案内ができるか検討したいと思います。

(会長)

検討いただくということですね。他に何かございませんか。

(委員)

児童用の調査票の3ページ、問8のお子さんは次の認定を受けていますか、という設問のところで、選択肢が「診断されたことがある」と過去形になっているので、ここは「診断されている」ではないかと思えます。

それと※1に発達障害の解説がついているのですが、次の問9で発達障害の種類を聞いている設問での選択肢には「精神発達遅滞」があるのですが、※1のところには入っていません。他の表記も合わせて、※1と問9の整合性をとったほうがよいと思います。発達障害にどこまでを含めるか明確でないで難しいとは思いますが、精査した方がよいと思います。

(会長)

今のご意見を整理します。障害児用調査の3ページのところ、今現在のことなので「診断されている」という表現の方が適切だということが、一つ目のご意見です。

二つ目は、問8の※1の発達障害の注釈には、問9の選択肢2～5のことは書いているのですが、選択肢1の「精神発達遅滞」は含まれていない。「精神発達遅滞」は知的障害でありますので、発達障害のところには含まれないと思うのですが、注釈と問9の整合性を図るべきだということです。いかがでしょうか。

(福祉課)

「診断されている」のところは、そのとおりに修正させていただきます。

発達障害の注釈と問9に関しましては、整理して修正する方向で検討いたします。

(会長)

発達障害者支援法で発達障害の定義がありますので、それを参考にはいかがかと思えます。

他の方いかがでしょうか。

(委員)

障害者用調査の就労状況の設問についてですが、ご自身が障害を持っていることをオープンにして働いておられるかということも把握できたらと思います。障害を伏せて働きたいというご相談が多くて、社会に出たときのメリット・デメリットを説明しているのですが、実際のところは、障害を伏せて働いている人が多いと思いますので、そういったところも聞ければと思います。

(会長)

今のご意見を復唱しますと、障害を持っていることを開示して働くことをオープン就労、開示しない場合をクローズ就労と言ったりしますが、身体障害者の方の場合、クローズ就労は少ないのですが、オープン就労の場合はいろいろな制度が使えるというメリットがある一方で、就労する場が限られるといったデメリットがあります。実態把握をするのであれば、こういったオープンかクローズかを把握することは大

変意義があるということですね。いかがでしょうか。

(福祉課)

追加する方向で検討したいと思います。

(会長)

結果を分析するために、今の設問を追加する方向にするということですね。他、何かございませんか。

(委員)

さきほどの「診断されている」というのは障害者用のところにもあるので、修正をお願いします。それと、障害児のところでは発達障害の内容を聞いているのですが、障害者の方では発達障害の内容を聞いていないのですが、これはこういった意図があるのでしょうか。

(会長)

最近は大人の発達障害も問題になっていまして、30代、40代になってから分かるケースも増えていきます。この点について事務局から何かありますか。

(福祉課)

「診断されている」のところについては修正したいと思います。発達障害の内容を聞く設問については検討したいと思います。

(会長)

今、NHKでもよく取り上げられている点ではあると思います。検討していただけるということです。時間も迫ってまいりましたが、私から1つ、アンケートには複数回答の設問があるのですが、最終分析のことを考えて、最も当てはまるものに◎をするなどして、最も当てはまるものが分かるようにすると、クロス集計した場合に障害種別の傾向が見えやすいと思います。

(福祉課)

対応したいと思います。

(会長)

よろしくをお願いします。他、よろしいでしょうか。

## (5) その他

(会長)

では、最後、議題(5)その他として、事務局から何かありますか。

(福祉課)

2点ご案内させていただきます。まず、報酬についてですが、委員として会議にご出席いただきますと、公務の方を除き、後日、口座振込にて報酬をお支払いさせていただきます。すでに一宮市障害者自立支援協議会本会委員などで銀行口座が登録されておりますので、同じ口座へ、来月の月末までに振込させていただきますので、ご了承ください。振込口座の変更をご希望される場合は、事務局へご相談ください。

また、先ほどの計画策定スケジュールで説明がありましたように、今年度もう1回、策定委員会を予定しております。第2回策定委員会は、令和2年3月26日(木)の午後1時30分から、開催したいと思いますので、ご出席いただきますようお願い申し上げます。会場は、一宮市役所11階1103会議室です。会

議の内容としては、アンケート結果のご報告等を予定しております。後日、文書にてご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。では進行を事務局へお返しいたします。

(福祉課長)

これもちまして、第1回一宮市障害者基本計画等策定委員会を終了します。皆様お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。

## 議事録署名

会長

委員

委員